

情 個 審 第 1 7 号  
平成 24 年 9 月 26 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会  
委員長 大和田 一雄

行政文書不開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成 22 年 8 月 23 日付け畜諮問第 1 号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「県南家畜保健衛生所の行政指導に関連して農水省及び畜産課から同所に出された全ての文書等」不開示決定（存否応答拒否）に係る異議申立事案

(情報公開諮問第 154 号)  
(情報公開答申第 130 号)

## 第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

## 第2 詮問事案の概要

## 1 行政文書の開示請求

平成22年4月28日、異議申立人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次の内容（以下「請求内容」という。）の行政文書の開示を請求した。

## 2 開示決定等期限の延長

平成22年5月13日、実施機関は、開示請求に係る行政文書に2以上の課所に関する情報が記録されているため、当該関係課所との連絡調整に相当の日数を必要とし、及び開示請求に係る行政文書に県以外の者に関する情報が記録されており、当該県以外の者の意見又は説明を聞くなどの手続に相当の日数を必要とするとして、条例第12条第2項の規定に基づき、開示決定等の期間を同年6月14日まで延長することとし、異議申立人に通知した。

### 3 実施機関の決定及び通知

平成22年6月10日、実施機関は、「当該文書の存否を答えること自体が、当該事業を営む個人の利益を害することとなり、条例第7条第3号アの規定により、不開示とすべき情報を開示することになるので、存否を答えることはできないが、仮に当該文書が存在するとしても、条例第7条第3号アの規定により不開示になる文書である。」として、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

## 4 異議申立て

平成22年7月8日、異議申立人は、本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び異議申立人意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 開示をしない理由の「条例第7条第3号アの規定により、不開示すべき情報を開示することになるので、存否を答えることはできないが、仮に当該文書が存在するとしても、第7条第3号アの規定により不開示になる文書である。」は、不可解な記述である。不開示とされる行政文書が存在する場合、存在の有無を明確にできない理由はなく、文書は存在するが一定の理由により開示できないとすればよいはずである。なぜ、文書の存在すら不明確としなければならないのか明確な説明を求める。

(2) 実施機関は、条例第10条に基づき、存否を明らかにしないで不開示としているが、この解釈は極めて不適切な解釈であり、不開示の理由にならない。

すなわち、異議申立人は県県南家畜保健衛生所の立入調査の際、調査の十分な説明を受けなかったにもかかわらず、十分な協力をしてきた、また、異議申立人の診療施設に対する立入調査自体が前例のない異常なものであり、同所が提出してきた行政指導の文書も極めて異常で違法な内容であることなどから、立入調査に関するいかなる情報が公開されても異議申立人の診療施設の客数が減少して、当該施設の経営に損失を与える等の不利益は一切想定されるものではない。

(3) 異議申立人が、平成21年に農林水産省を訪問し、担当職員に異議申立人の獣医医療の正当性等を説明した際に、県県南家畜保健衛生所から提出された関係書類の一部を見ることができたことから、文書が存在しないなどと述べることは虚偽に当たると思料される。

(4) 今回の開示請求は、当該事業者本人が行っているものであり、開示さ

れた行政文書を当該事業者本人が見ることにより当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する事態が起こることは論理的にあり得ない。直ちに開示をしていただきたい。

当該事業を営む個人は、すでに2年以上にわたり、県県南家畜保健衛生所により様々な形で獣医業及び個人生活の利益を害されてきた。当該事業者自身がその問題解決のために、開示請求を行っているのであり、その内容については開示を求めている当事者の意思であり尊重されなければならない。そもそも、当該事業を営む本人に対して「存否を答えること自体が、当該事業を営む個人の利益を害する」行政文書は存在し得ない。

- (5) 県内のある者が、農林水産省に対して、異議申立人への嫌がらせの目的で、異議申立人が違法行為を行っている旨通告しており、同省や県は、通告した者の背景や信憑性を調査することなく、異議申立人に対する執拗な調査を行い続けた。異議申立人は、嫌がらせ目的の達成になぜ農林水産省や県が加担したのか徹底的に明らかにする必要があると感じている。異議申立人は、県県南家畜保健衛生所が本来業務とは別の意図で異議申立人の診療施設への立入調査を行ったものと思わざるを得ず、このような疑問点を払拭するために関連行政文書を全て開示すべきである。
- (6) 実施機関は、条例は開示請求者の立場いかんを問わず、開示・不開示の判断を行うものであることから、開示請求者が異議申立人本人であっても不開示処分とした旨主張するが、開示することこそが、異議申立人の業務の正当性、適法性を明らかにするものであり、これを不開示することは、県民の知る権利の侵害であるばかりでなく、異議申立人の診療施設の経営に損失等の不利益を与えるものであることが明らかである。また、県が法律にのっとり業務を遂行してきたのであれば、関連文書を隠蔽する必要はないはずである。直ちに、開示を行い、県の業務の的確性を明確に示すべきである。
- (7) 異議申立人が、文書の開示を求めた理由は、事の発端となった立入調査やその後の繰り返しの立入調査が、事実関係や社会通念上明らかに異常であったからである。農林水産省及び県は、調査についてやり取りされた文書を開示し、事実関係を明らかにする義務がある。

さらに、異議申立人は、県県南家畜保健衛生所が行った立入調査の経過及び行政指導文書について、多くの都道府県の家畜保健衛生所職員に

供覧し、意見を求めたところ、同所が異議申立人の診療施設に対して行った立入調査及び行政指導文書については、あり得ない内容であることが判明した。このような立入調査が実施された理由を行政文書の開示により知ることは、県が適正な業務を行っているかを知る県民として当然の権利である。

- (8) 県県家畜保健衛生所は、異議申立人の診療施設に対して、突然かつ執拗な立入調査を繰り返し実施し、現在に至っている。本来、獣医医療機関を支援すべき行政機関がなぜゆえに不当な公文書を繰り返し送りつけ、開業獣医師を苦しめ、生活の妨害を継続してきたのかを、異議申立人は開示請求を行い、知る当然の権利がある。

県県家畜保健衛生所が異議申立人に対して繰り返し行ってきた行政指導の公文書には虚偽の内容が多く含まれており、明らかに何らかの疑惑があったものと考えざるを得ず、県の行政が正常になされているのかを知ることは県民の権利と考える。本件は、県内で獣医医療を行っている者や家畜などを飼育する県民にとってもゆゆしき問題であり、異議申立人が開示を求めている情報は公益に関わる情報であることを再考すべきである。

また、家畜保健衛生所の活動及び信頼性は極めて高いものが要求され、その運営についても高い透明性が求められている。そのため、開示請求に係る行政文書を不開示とする理由はなく、条例第1条の精神、地方自治の理念にのっとり、開示を請求する権利にこたえるべきである。また、条例の目的として県民に保障している、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県民の知る権利についての理解を深めつつ、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的な行政の推進に資するべきである。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書及び諮問庁補足意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- 1 家畜保健衛生所においては、地域の家畜伝染病防疫のための検査・衛生指導業務のほか、安全な畜産物の生産に資するため、薬事法（昭和35年法律第145号）等に基づく動物薬事業務並びに適正な獣医療提供のための獣医師法（昭和24年法律第186号）及び獣医療法（平成4年法律第46号）に基づく獣医事務を行っている。

このため、動物用医薬品の無許可販売や不適切な診療行為等、上記法律

の規定に抵触する事例について情報を得た場合、家畜保健衛生所ではこれら法律に従って、動物用医薬品等販売業者や診療施設等に立ち入り、必要な検査を行い、その結果に応じ、主管省庁である農林水産省の見解等も確認しながら改善指導を行っている。

のことから、家畜保健衛生所が動物用医薬品販売業者や診療施設の立入検査を行った事実が外部に漏れた場合、当該販売業者や診療施設で上記法律に対する違法行為があったと推測されて中傷など風評被害が生じ、結果的に客数が減少して当該業者や診療施設の経営に損失を与える等の不利益が想定される。

したがって、このような立入検査の詳細に係る行政文書については、条例第10条に基づき、存否を明らかにしないで不開示としている。

2 異議申立人は、「当該文書が存在しないなどと述べることは虚偽に当たる」と述べているが、不開示決定通知書において「存在しない」との記載はなく、事実に反する。

3 異議申立人は、異議申立人本人からの開示請求であり、当該文書を本人が見ることにより当該個人の不利益になることは論理的にあり得ないと主張しているが、条例は開示請求者の立場いかんを問わず、開示・不開示の判断を行うものであることから、開示請求に係る行政文書は、開示請求者が異議申立人本人であっても不開示処分とした。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 開示請求に係る行政文書について

開示請求に係る行政文書（以下「対象行政文書」という。）は、県県南家畜保健衛生所が、異議申立人本人が経営する飼育動物診療施設（以下「診療施設」という。）に対して行ったとされる立入検査及び行政指導に関し、農林水産省及び県畜産課から、同所に対して提出された全ての文書、記録であると想定される。

### 2 本件処分に係る具体的な判断

実施機関は、対象行政文書について、その存否を答えること自体が、条例第7条第3号アの不開示情報を開示することになるとして、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで本件処分を行い、その具体的な理由として、意見書で、前記第4の1にあるような立入検査実施の実情

を述べているので、さらに説明を求めたところ、立入検査は、平成20年度までは、前記第4の1にあるような事情のある診療施設を対象にした検査のほかに、診療施設の開設又は変更の届出があったときに、その届出内容を確認するため隨時行ってきたが、平成21年度からは、加えて、全ての診療施設を対象に、おおむね3年に一度定期的に行っていることが認められる。

そこで、以下本件処分の妥当性について検討する。

本件事案において、対象行政文書の存否を明らかにすることは、請求内容から、家畜保健衛生所による特定の診療施設に対する立入検査及び行政指導が行われたか否かの事実が明らかになることである。そうすると、仮に対象行政文書が存在すると応答した場合には、請求内容から、家畜保健衛生所による立入検査及び行政指導が行われた診療施設には何らかの問題があったのではないかとの風評が広がり、そのことにより、当該診療施設を経営する者（以下「事業者」という。）には、信用、社会的評価等が低下したり、診療施設の利用者が減少するなど経営上の不利益が生じたりするおそれがある。これらのことから、対象行政文書の存否を明らかにすることは、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。また、条例第7条第3号ただし書に該当するとする事情は認められない。

したがって、実施機関が、対象行政文書について、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで行った本件処分は妥当であると判断する。

なお、本件事案は、異議申立人本人が経営する診療施設に対して行われた立入検査及び行政指導に関して開示請求を行っているものであり、当該本人が対象行政文書を見ることにより、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する事態が起こることは論理的にあり得ない旨の主張があるが、条例に定める情報公開制度は、開示請求者が何人かを問わず開示・不開示を決定するものであるので、開示請求者の立場を考慮せずに、上記のとおり判断したものである。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、対象行政文書の開示・不開示の判断には影響しないと判断する。

### 4 結論

以上により、「第1審査会の結論」のように判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件異議申立てに係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成22年 8月24日	諮詢受理
平成22年10月22日	諮詢庁意見書受理
平成22年12月 9日	異議申立人意見書受理
平成23年 2月16日	諮詢庁補足意見書受理
平成23年 3月30日	異議申立人補足意見書受理
平成24年 3月28日	審査（平成23年度第9回審査会第一部会）
平成24年 6月28日	審査（平成24年度第1回審査会第一部会）
平成24年 8月 7日	審査（平成24年度第2回審査会第一部会）
平成24年 9月20日	審査（平成24年度第3回審査会第一部会）